

特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書について

1 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書に関する法律

学校教育法第34条第1項

小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
(中学校第49条・特別支援学校第82条によりこれを準用)

学校教育法附則第9条

～特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

2 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の種類

- (1) 学校教育法第34条第1項に基づく文部科学省検定済教科書
 - ・小中学校の同学年の教科書（採択地区の検定済教科書）
 - ・高等学校の検定済教科書
- (2) 学校教育法第34条第1項に基づく文部科学省著作教科書
 - ・特別支援学校聴覚障害者用
 - ・特別支援学校知的障害者用（☆本）
- (3) 学校教育法附則第9条教科用図書
 - ・一般図書（絵本等）
 - ・下学年使用の検定済教科書・下学部用の☆本
 - ・検定済教科書を原典とする拡大教科書、点字教科書

3 特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書一覧

学校	特別支援学校 (聾学校・中央支援・田島支援)			小中学校 特別支援学級	
	小	中	高	小	中
議案第22号 文部科学省検定済教科書	*		○	*	
議案第23号 文部科学省著作教科書	○	○		○	○
議案第24号 附則第9条教科用図書	○	○		○	○
議案第25号 附則第9条教科用図書			○		

*特別支援学校小中学部、小中学校の特別支援学級で使用する検定済教科書については、教育委員会で採択した小中学校の検定済教科書を使用します。